

那珂市公共下水道事業全体計画見直し方針について

1 見直しの目的

近年、人口減少や少子高齢化の本格化、地域社会構造の変化など、公共下水道施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化してきていることや、地方財政が厳しい状況にあることから、公共下水道による整備の効率化を図ることが急務となっており、これら諸情勢の変化に対応し、持続可能な汚水処理システムを構築するため、より効率的な公共下水道の整備の在り方を検討することが必要となっている。

なお、法令に基づく全体計画の変更は、県流域下水道整備総合計画と整合させることから令和5年度以降になるが、今回の見直しは今後の公共下水道整備に係る指標とするものである。

2 概要

公共下水道（集合処理）、合併処理浄化槽（単独処理）それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた適正な整備手法を選定した上で、見直しを行った。

この見直しにより、現在の公共下水道全体計画面積3,257.8haから441.5ha縮小し、2,816.3haとなる。

3 市民から寄せられた意見等

令和3年 1月15日～2月15日 パブリックコメント実施

ホームページ閲覧件数 111件

意見 1件（将来の市民負担の軽減を図る取組みには賛同するものの、全体計画の見直しの際には地域の実情を踏まえた検証を行うとともに、実際に整備を行う際には効率的な実施を求めるもの）

1月16日～2月13日 説明会（市内5会場で実施予定（→延期））

ホームページ閲覧件数 193件

来庁等による問合せ 12件

4 今後のスケジュール

令和3年度中

説明会（市内5会場で実施予定）

令和5年度中

全体計画・事業計画変更計画県知事協議

(別紙)

パブリックコメントで寄せられた意見と、それに対する市の考え方は以下のとおりであり、内容の修正が必要なものではないと判断した。

意見の概要	意見に対する市の考え方
<p>昨今の人口減少、高齢化の進行などに伴い、社会情勢が大きく変化している状況において、多くの費用がかかる下水道事業を見直し、将来の市民負担の軽減を図ろうとしている当市の取り組みについて、賛同いたします。その上で、下記のとおり意見を述べさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">見直し作業 STEP2 で設定した処理区域において、●●地区 No ●, ●のように、一部の家屋だけが全体計画から外れる地域については、地域内での格差を生じることから、点在している家屋（5戸未満）についても、地域の実情を踏まえ、検討対象家屋とし、家屋限界距離を基に検証すべきと考えます。 <p>(例)【家屋が2戸連たんしている場合】</p> <p>2戸×1戸あたりの家屋限界距離 50m=100m よって、2つの家屋を合わせて約 100m以内か以遠かで判断する。</p>	<p>今回の見直し方針で用いた家屋間限界距離及び検討単位区域は、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に示された方法にて算出しています。</p> <p>このマニュアルにおいて「污水处理施設の未整備区域について、污水处理施設間の経済比較を基本としつつ、10年程度を目途に污水处理の『概成』(地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種污水处理施設の整備が概ね完了すること)を目指した、より弾力的な手法を検討する」こととされています。</p> <p>当市においては、中長期的に概成が可能な手法を選択することが求められる状況にあります。このため、今回の見直し方針における家屋間限界距離は、同マニュアルのほか当市における管渠建設費等を参考に<u>50m</u>とし、検討単位区域は、早期整備の観点から家屋間限界距離を活用し<u>5戸以上</u>を単位として設定したうえで、集合処理及び単独処理の比較を行うこととしました。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 見直し作業 STEP3 において、今後、住宅需要や開発が見込まれる区域（指定対象集落）を全体計画（ピンク色）に残す考えであれば、そのような地域については、現在の家屋の建築状況で判断するのではなく、将来の需要を見込み、家屋がない土地についても全体計画に残すべきと考えます。 	<p>今回見直し後の全体計画（案）は、現在の家屋の分布状況及び将来土地利用計画において想定されるものとしています。</p> <p>このため、実際に全体計画変更計画を策定する令和5年度の状況において、関連計画と整合を図りつつ、その時点の家屋の分布状況及び土地利用計画に基づき、改めて判断する予定です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●●地内の市道において、両側に側溝が布設されていますが、個人宅からの排水等により、汚泥（ヘドロ）が堆積し、夏季になると、悪臭や蚊が発生している状況です。当該路線は、流末となる那珂久慈流域下水道幹線が埋設されているため、より効率的、効果的な整備が可能な区域です。当該地区の生活環境の早期改善を図るため、下水道の早急な整備を望みます。 	<p>当市においては、今回の見直し方針をもとに、令和5年度事業計画変更計画策定のための準備を開始いたしますが、前述のとおり、中長期的に汚水処理の「概成」が可能となるよう、効率的に汚水処理人口普及率の向上を図ることができる区域を優先して整備に取り組む予定です。</p> <p>ただし、いずれにしても概成までには長期間を要することから、合併処理浄化槽設置補助制度を拡充し、すみやかに合併処理浄化槽への転換を推進することとしています。</p>
<p>また、市街化調整区域において、合併処理浄化槽が設置され、排水先が確保されている新興住宅地等については、汚水処理としての整備は完了しており、下水道に切り替える世帯は少ないと思われるため、投資効果を考慮し、全体計画から外すか、整備時期を遅らすことを考えてもよいのではないのでしょうか。</p> <p>以上となります。よろしくお願いたします。</p>	<p>ご意見のとおり、すでに合併処理浄化槽を使用している世帯は、仮に公共下水道を整備したとしても汚水処理人口普及率の向上にはつながりません。</p> <p>このため、今回の見直し方針を検討する際には、既存の合併処理浄化槽の設置状況を浄化槽台帳にて把握したうえで、集合・個別処理の判定を進めてきたところです。</p> <p>令和5年度事業計画変更計画策定時においても、効率的な整備が図れるよう、これらの検討によって把握した情報も活用し、策定作業を行う予定です。</p>